

分析結果報告書

端二ナ日
三ヤスホ
四イヨハタ
五心エ見
六グジテ

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	3.9 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.014 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.017 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.013 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.66	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度	5度以下であること
16	3,5-1,2-ジクロロエチレン及び3,5-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					

判定

上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

日本メンテナス株式会社
大阪市北區 7番14号

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.0005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	10.1 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.010 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.017 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.55	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――			―――	―――			―――							
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下		
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			20	PFOS及びPFOA	0.000005	mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下		
3	カドミウム及びその化合物	---	mg/L	0.003mg/L以下		21	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	10.2	mg/L	200mg/L以下		
4	水銀及びその化合物	---	mg/L	0.0005mg/L以下		22	塩素酸	0.06	mg/L 未満	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	---	mg/L	300mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下		23	クロロ酢酸	0.002	mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下		24	クロロホルム	0.008	mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下		25	ジクロロ酢酸	0.006	mg/L	0.03mg/L以下	43	ジオオクシン	0.000003	mg/L	0.00001mg/L以下		
8	六価クロム化合物	---	mg/L	0.02mg/L以下		26	ジブロモクロロメタン	0.002	mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001	mg/L 未満	0.00001mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素	---	mg/L	0.04mg/L以下		27	臭素酸	0.001	mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	---	mg/L	0.02mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001	mg/L 未満	0.01mg/L以下		28	総トリハロメタン	0.015	mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	---	mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---	mg/L	10mg/L以下		29	トリクロロ酢酸	0.005	mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5	mg/L	3mg/L以下		
12	フッ素及びその化合物	---	mg/L	0.8mg/L以下		30	ブロモジクロロメタン	0.005	mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.54	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下		31	ブロモホルム	0.001	mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	---	mg/L	0.002mg/L以下		32	ホルムアルデヒド	0.008	mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	---	mg/L	0.05mg/L以下		33	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	---	mg/L	0.04mg/L以下		34	アルミニウム及びその化合物	0.02	mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	---	mg/L	0.02mg/L以下		35	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	-	---	---				
18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下		36	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
---			---			---			---								
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	19 トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37 ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	20 PFOS及びPFOA	―― mg/L	0.00005mg/L以下	38 マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	―― mg/L	0.003mg/L以下	21 ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	39 塩化物イオン	10.6 mg/L	200mg/L以下
4 水銀及びその化合物	―― mg/L	0.0005mg/L以下	22 塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
5 セレン及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41 蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
6 鉛及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	24 クロロホルム	0.010 mg/L	0.06mg/L以下	42 陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	25 ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	43 ジェオスミン	―― mg/L	0.00001mg/L以下
8 六価クロム化合物	―― mg/L	0.02mg/L以下	26 ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44 2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	―― mg/L	0.04mg/L以下	27 臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45 非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28 総トリハロメタン	0.017 mg/L	0.1mg/L以下	46 フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L	10mg/L以下	29 トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	47 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	―― mg/L	0.8mg/L以下	30 ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	48 pH値	7.55	5.8以上8.6以下
13 ホウ素及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	31 ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49 味	異常なし	異常でないこと
14 四塩化炭素	―― mg/L	0.002mg/L以下	32 ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50 臭気	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	―― mg/L	0.05mg/L以下	33 亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	51 色度	1 度 未満	5度以下であること
16 ジシ-1,2-ジクロロエチレン及びトシス-1,2-ジクロロエチレン	―― mg/L	0.04mg/L以下	34 アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L	0.2mg/L以下	52 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17 ジクロロメタン	―― mg/L	0.02mg/L以下	35 鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	――	――	――
18 テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36 銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
――	――		――	――				

判定 上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	10.6 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.010 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.017 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.52	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					

判定

上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

試料名:	尾長野
採取場所:	白土集出荷所
試料の種類:	浄水
採取日:	令和8年5月13日
採取時刻:	11:00
分析項目:	下記22項目
分析日:	令和8年5月13日 ~ 令和8年5月29日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	21.0 ℃ ; 水温: 20.0 ℃
遊離残留塩素:	0.4 mg/L

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.0 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.001 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.005 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.002 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.33	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び3,4,4'-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下				
―――		―――		―――		―――	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

分析結果報告書

A red square seal impression, likely the official seal of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) of Japan, located at the bottom right of the page.

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.5 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.07 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.010 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.015 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.65	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	β-1,2-ジクロロエチレン及びβ-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					

判定
上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書



計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.1 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.008 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.012 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.58	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	3,4,5-トリクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

分析結果報告書

日本メンテナンス株式会社
大阪市北区西成区7番14号

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		20	PFOS及びPFOA	0.000005	mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	---	mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.7	mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	---	mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.08	mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	---	mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002	mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.016	mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.008	mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	---	mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	---	mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.001	mg/L 未満	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	---	mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	---	mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001	mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	---	mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001	mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.020	mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	---	mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---	mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.010	mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6	mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	---	mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.004	mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.97		5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001	mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし		異常でないこと			
14	四塩化炭素	---	mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008	mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし		異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	---	mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満		5度以下であること			
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びびス-1,2-ジクロロエチレン	---	mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	---	mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること			
17	ジクロロメタン	---	mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	-	---	---					
18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
---	---	---	---	---	---	---	---	---									
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下															
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下															
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.1 mg/L	200mg/L以下															
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.07 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下															
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下															
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.009 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下															
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下															
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下															
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.016 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下															
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下															
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.86	5.8以上8.6以下															
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと															
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと															
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること															
16	2,4,6-トリクロロベンゼン及び2,4,6-トリクロロフェノール	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること															
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――																
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」																		
―――	―――	―――	―――	―――	―――																					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。																								

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1aLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	7.0 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.07 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.033 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.012 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.043 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.014 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.81	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					
判定 上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.1 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.07 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	57 mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.005 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.008 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	8.10	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――								
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書



上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.1 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.003 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.010 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	プロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.54	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――								
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.4 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.003 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.008 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.70	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	2,2,4,4-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	―――	―――	―――	―――
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

分析結果報告書

京丹波町長 畠中 源一 様

日本メンテック株式会社
大阪市北区西心街7番14号

試験責任者 戸上 聡

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.4 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.004 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.009 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.68	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	―― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.3 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	―― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.004 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	―― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	―― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.009 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.67	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	―― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	―― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	―― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	-	――	――				
18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
――			――	――			――							
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	10.7 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.004 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000005 mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.008 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	プロモジクロロメタン	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.37	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	1,1-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――		―――		―――		―――								
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下						
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	―― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下						
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	10.7 mg/L	200mg/L以下						
4	水銀及びその化合物	―― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下						
5	セレン及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下						
6	鉛及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.009 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下						
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	―― mg/L	0.00001mg/L以下						
8	六価クロム化合物	―― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.00001mg/L以下						
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.017 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下						
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.37	5.8以上8.6以下						
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと						
14	四塩化炭素	―― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと						
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること						
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	―― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること						
17	ジクロロメタン	―― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	-	――	――							
18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」									
――	――	――	――	――	――	――											
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	13.5 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.09 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.010 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000003 mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.020 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.50	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	2,4,6-トリクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					

判定

上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.0 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.009 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジオオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.015 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.46	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					

判定

上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

[illegible]

分析結果報告書

A red square seal impression, likely the official seal of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) of Japan, located at the bottom right of the page.

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下					
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下					
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下		21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	9.7 mg/L	200mg/L以下					
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下		22	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下					
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下		23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下					
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下		24	クロロホルム	0.020 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下					
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下		25	ジクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下					
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下		26	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下					
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下		27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下					
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		28	総トリハロメタン	0.031 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下		29	トリクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下					
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下		30	ブロモジクロロメタン	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.40	5.8以上8.6以下					
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下		31	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと					
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下		32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと					
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下		33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること					
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下		34	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること					
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下		35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――						
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下		36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」								
―――			―――		―――		―――										
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	4.3 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.001 mg/L 未満	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.03mg/L以下	48	pH値	6.71	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	―	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					

判定 上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	10.8 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.015 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.024 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.52	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――	―――	―――	―――	―――	―――						
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

分析結果報告書



計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	4.7 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.006 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.013 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.36	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――		―――		―――		―――								
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	11.1 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.016 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.025 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	プロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.56	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	1,1,2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下							
―――			―――	―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書



項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下						
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下						
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.4 mg/L	200mg/L以下						
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下						
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下						
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.005 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下						
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下						
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下						
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L	0.02mg/L以下						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.012 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下						
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.74	5.8以上8.6以下						
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと						
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと						
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること						
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.04 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること						
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――							
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」									
―――			―――	―――													

判定

上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.5 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.07 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.015 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.022 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.012 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.69	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――	―――	―――	―――	―――	―――						
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

分析結果報告書

京丹波町長 畠中 源一 様

日本メンテナンスシステム株式会社
大阪市北区国心1丁目7番14号

試験責任者 戸上 聡

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名			分析結果		基準値		項目名			分析結果		基準値	
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下		
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下		
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	7.2 mg/L	200mg/L以下		
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.004 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下		
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.007 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下		
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	プロモジクロロメタン	0.002 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.60	5.8以上8.6以下		
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと		
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと		
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること		
16	1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること		
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――			
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
―――			―――	―――			―――						
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。											

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	7.1 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.002 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.006 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	プロモジクロロメタン	0.002 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.69	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――		―――		―――		―――								
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書



項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	――― /mL	1aLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	―――	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	――― mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	――― mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	―――	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	―――	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	―――	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	――― 度	5度以下であること
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,3,4-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	――― 度	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					

判定

上記検査結果について、水質基準に適合。